

富士市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第51号

改正 令和4年3月31日告示第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者が婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的負担を軽減するため、婚姻を機に新たに住宅を取得し、改修し、又は賃借した者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和4年告示56号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 第6条の規定による申請の日の属する年度の前年度の1月1日（以下「基準日」という。）以後に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 同居 婚姻を機に夫婦が、夫若しくは妻又は夫婦共同名義で新たに市内の住宅を取得し、改修し、又は賃借し同居することをいう。

(一部改正〔令和4年告示56号〕)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、同居を始めた夫婦の一方であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 夫婦の前年の所得の合計額（同年中に当該夫婦に係る奨学金の返済額がある場合は、当該額を控除した額とし、婚姻を機に離職し、申請時において無職の者がいる場合は、当該者の所得はなかったものとして算定した額）が400万円未満であること。
- (2) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 申請時において夫婦のいずれかの住民票に記録がされている住所が申請に係る住宅の住所であること。
- (4) 夫婦がいずれも補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること。
- (5) 申請時において夫婦がいずれも市町村民税等を滞納していないこと。
- (6) 夫婦がいずれも過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 夫婦が他の同種の補助を受けていないこと。
- (8) 結婚、妊娠及び出産又は子育てに関し、市長が定める講座等を受講していること。

(一部改正〔令和3年告示35号〕)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、同居をするための費用で、次に掲げるもののうち基準日から申請時までには支払ったものとする。

- (1) 新たに住宅を取得した費用(婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日前1年以内に取得したものに限り。)
- (2) 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の費用(倉庫及び車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事並びにエアコン、洗濯機その他家電の購入及び設置に係る工事の費用を除く。)のうち、工事事業者に支払った費用(婚姻日より前に実施した工事にあっては、婚姻日前1年以内に実施した工事費に限る。)
- (3) 夫婦が同居を始めた月以降に支払った賃料(共益費を含み、駐車場代を除く。)、敷金、礼金及び仲介手数料
- (4) 当該住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用
(一部改正〔令和4年告示56号〕)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額(住宅の取得又は賃借に当たり、勤務先からの住宅手当が支給されている場合にあっては、これを控除した額)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 夫婦の双方が基準日以前から市内に在住していた世帯 35万円
- (2) 夫婦の一方又は双方が基準日以後に市外から転入した世帯 50万円
- (3) 前2号の規定に関わらず、婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の世帯 60万円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(一部改正〔令和3年告示35号〕)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、富士市結婚新生活支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫及び妻の所得に係る所得課税証明書及び市町村民税等の完納証明書
- (3) 住宅を取得した場合にあっては、住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書の写し

- (4) 住宅を改修した場合にあっては、工事契約書、請書又は見積書の写し及び領収書の写し
- (5) 住宅を賃借した場合にあっては、住宅の賃貸借契約書の写し並びに夫婦が同居を始めた月から同月の属する年度の末月分までの賃料等の支払額が確認できる書類の写し
- (6) 引越しをするために要した費用に係る補助金の交付を申請する場合にあっては、引越しに係る領収書の写し
- (7) 奨学金を返済している場合にあっては、前年中における返済額が確認できる書類
- (8) 夫及び妻の住宅手当支給証明書（第2号様式）（給与所得者である場合に限る。）
- (9) 第3条第8号に掲げる講座等の受講証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔令和3年告示35号〕）

（一部改正〔令和4年告示56号〕）

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際し必要があると認めるときは、申請者の同意を得て申請の内容について確認することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔令和3年告示35号〕）

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき、又は補助金の交付を受けた日から1年以内に市外に転出したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第35号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第56号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（表）

富士市結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

富士市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補 助 対 象 者 等	申請者	氏名				
		生年月日		年 月 日	年齢	歳
		市内に居住を開始した日		年 月 日		
	配偶者	氏名				
		生年月日		年 月 日	年齢	歳
		市内に居住を開始した日		年 月 日		
婚姻日	年 月 日		同居開始日	年 月 日		
前年中の貸与型奨学金の返済額			有 ・ 無		円	
補 助 対 象 経 費	住宅取得費	契約額		円		
		領収書記載額（A）		円		
	改修費用	契約額		円		
		領収書記載額（B）		円		
	賃料	同居を始めた月	年 月		円	
		同居を始めた月の翌月以降の支払額	（ 年 月 ～ 年 月）			
	賃料等	敷金		円		
		礼金		円		
		仲介手数料		円		
		賃料等計（C）		円		
引越しに要した費用（D）			円			
勤務先からの住宅手当その他これに類する金額（E）			有 ・ 無		円	
補助申請額 （A）+（B）+（C）+（D）-（E）※千円未満を切り捨て			先の計算をして得た額が第5条各号に規定する限度額を超える場合は、当該限度額とする。			

（注） 市内に居住を開始した日の欄は、基準日以後に市内に転入した者のみ記入すること。

(裏)

申請者	<p><input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅の取得等に当たり、他の同種の補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 現在無職です。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>
配偶者	<p><input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅の取得等に当たり、他の同種の補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 現在無職です。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>

(注) 該当する項目の□に✓を付してください。

第 号

年 月 日

様

富士市長

印

富士市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富士市結婚新生活支援補助金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件